

## 提出書類チェックリスト【小規模修繕】

【商号又は名称】

---

【担当者名・連絡先電話番号】

---

- 1 申請者確認欄に書類を提出する場合は○を、該当がない場合は×を記入してください。
- 2 書類番号順に並べ、クリップ留めで提出してください。(ホッチキス留め不可。 ファイル不要。)
- 3 各証明書類の発行日は、申請書提出日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。
- 4 押印は、印刷、カラーコピー等不可
- 5 「写し」については、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。

○(提出必要) △(該当する場合は必要)

書類番号	提出書類	法人	個人	申請者確認欄
1	提出書類チェックリスト【小規模修繕】	○	○	
2	小規模修繕契約希望者登録申請書(第1号様式)	○	○	
3	誓約書(指定様式)	○	○	
4	印鑑証明書の写し	○	○	
5	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し(法人)	○		
6	代表者の身分証明書の写し(個人) ※本籍地の市町村役場で発行されたもの。免許証、保険証等不可		○	
7	新居浜市税納税証明書の写し※領収証書等の写し不可  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           (法人)◆会社名義の納税証明書            ※新居浜市内に本・支店又は営業所を有する場合は提出必要            (個人)◆代表者名義の納税証明書            ※代表者が新居浜市内に住所を有する場合は提出必要         </div> ※非課税により納税義務が発生していない場合は、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書を提出すること。ただし、法人新設1年未満の事業者については、新居浜市(市民税課)の受付印が押印されている「法人設立(設置・変更・解散等)届」の写しを提出すること。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者も、上記に該当する納税証明書を提出すること。	会社名義 ○		
8	国税納税証明書の写し(未納がないことの証明) (法人) その3の3 (法人税・消費税及び地方消費税) (個人) その3の2 (申告所得税・消費税及び地方消費税) ※免税・新設事業者にかかわらず必ず提出すること。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」の写しを提出すること。	○	○	
9	消費税及び地方消費税の課税又は免税事業者届出書(指定様式)	○	○	
10	適格請求書発行事業者(インボイス)登録通知書等の写し	△	△	
11	営業資格等証明書の写し	△	△	
12	申請書受領確認用はがき(受領確認が必要な場合のみ) ※返送先等を必ず記入すること。(提出要領に記載している「受領票はがき見本」のとおり)	△	△	